

フラグシップ・ニュース 拝啓社長殿

トップのための経営財務情報

第462号 この資料は全部お読みいただいて100秒です。

今回のテーマ： タックス・ヘイブンへの各国の協調政策 ー情報開示と不正防止へ向けて

タックス・ヘイブンの必要性

タックス・ヘイブン（租税回避地）の多くは法律が単純で規制が少なく、直接税、源泉税等のランニングコストが低いため、金融取引や金融商品組成の際に利用されています。

国際金融取引では投資運用効果を極大化させるために、中間での課税・二重課税は極小化することが至上命令です。タックス・ヘイブンは、国際金融取引では不可決な存在になっており、利用自体が違法な行為なのではありません。

各国がタックス・ヘイブン対策を強化

日本は低税率国等をタックス・ヘイブンと言いますが、国際基準では低税率で透明性等に問題がある国等に限定しています。対策目的は、情報交換の改善により、取引実態を明らかにすることです。

- ・ マネーロンダリング、脱税資金プールなどの違法手段に利用されることを防ぐ。
- ・ 自国で課税できる機会を拡大する。
- ・ 投資ファンドの不透明な金融取引の開示透明性を高める。

アメリカの姿勢

オバマ大統領は就任前から、富裕層がタックス・ヘイブンを乱用する蓄財には、批判的です。アメリカ当局は、約200億ドル（約1兆9100億円）に上る富裕層の脱税ほう助をしたとして、スイスの金融機関を告発し、今年2月には5万2千人の顧客情報を引き渡すよう要求しています。

G20 首脳会議での合意

4月におこなわれたロンドン・サミットでは、とくに情報交換に非協力的な国等に対し、健全性・租税・マネーロンダリングおよびテロ資金対策の国際基準の厳守を強化することが参加各国間で合意され、ブラックリスト（脱税疑いのある情報の交換に応じない国等）・グレーリスト（国際基準の実施に至っていない国等）の公表と対抗措置の項目の策定がされました。

《対抗措置》

- ・ 納税者及び金融機関に対する非協力的な国等との取引開示義務強化
- ・ 幅広い種類の支払いに対する源泉徴収
- ・ 非協力的な国等の居住者に対する支払いの経費の否認
- ・ 租税条約に関する政策の見直し
- ・ 国際機関及び地域開発金融機関に対する同機関による投資政策の見直しの要請
- ・ 二国間の援助プログラムに際し、税に関する透明性及び情報交換を一層重視

お見逃しなく！

スイスの情報開示

日本とスイスの租税条約に情報交換条項は定められておりません。スイスは、国内法により顧客情報の開示が禁止されているため、法的に犯罪に絡む資金であることが立証されない限り、金融機関に対する当局の情報提供の要請を拒んできた伝統的な守秘義務制度のため、グレーリスト扱いです。

上場会社に対する監視

タックス・ヘイブン籍のSPC等に対する第三者割当増資に関して、インサイダー取引・マネーロンダリングに悪用されているとして、日本の証券取引等監視委員会も注目しており、証券市場においても、タックス・ヘイブンに対する情報開示の必要性が増しています。